

社会福祉法人十津福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人十津福祉会の役員及び評議員などの報酬等について定めるものである。

(定款)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

理事会出席報酬等（日額） 2, 400円（半日 1, 200円）

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、役員、又は評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。

評議員会出席報酬等（日額） 2, 400円（半日 1, 200円）

3 交通費の実費は支給する。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことが

できる。

5 交通費の実費は支給する。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

宿泊費（日額）	12,000	円
報酬（日額）	5,000	円
その他	実費	

2 業務遂行に必要な経費は、実費原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(選定委員会報酬等)

第6条 選定委員会も次により報酬を支払うことができる。

選定委員会出席報酬等 日額2,400円（半日1,200円）

2 交通費の実費は支給する。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年5月27日から一部変更する。

別表 1

理事長業務報酬（日額） 10,000円（半日5,000円）

常務理事業務報酬（日額） 8,200円（半日4,100円）（職務兼務がない場合）

理事及び評議員業務報酬（日額） 8,200円（半日4,100円）

監事監査指導報酬等（日額） 8,200円（半日4,100円）